

園芸施設共済重要事項説明書

この重要事項説明書は、園芸施設共済へのご加入にあたり、あらかじめご承知いただきたい重要な事項をまとめたものです。必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。ここに記載した重要事項のほか、ご契約に関する事項は「ホームページの定款や事業規程等」に掲載していますのでご確認ください。

なお、ご不明の点等がございましたら最寄りの組合支所（ホームページ内「NOSA I 宮城の概要」参照）にご連絡ください。

重 要 事 項	詳細 ページ
1 加入申し込みによる共済関係（契約）の成立 加入される方が園芸施設共済加入申込書に必要事項を記入・押印して申し込み、組合が承諾したときに契約が成立します。なお、加入申し込みにあたって留意いただくことがありますので、詳細ページで確認ください。	P 3
2 共済責任の開始及び共済責任期間（補償期間） 共済掛金の払込みを受けた日の翌日から原則 1 年間です。	P 3
3 共済金額（補償額） 加入される方が共済価額の 40%から最高 80%の範囲内で選択できます。撤去費用付帯の有無、復旧費用付帯の有無、附帯施設付帯の有無、施設内農作物付帯の有無及び小損害不填補の金額を選択できます。	P 3
4 国庫負担対象共済金額の限度額 国庫負担対象共済金額の限度額は 1 億 6 千万円です。	P 6
5 異動通知 加入内容（被覆時期等）に異動が発生したときは、遅滞なく組合に連絡ください。	P 6
6 被覆期間の変更に伴う共済掛金の算定及び払込期限 被覆期間の変更に伴う異動通知により、共済掛金の追加徴収及び返還が発生します。	P 6
7 共済事故（共済金支払対象事故） 自然災害、火災、破裂及び爆発、航空機の墜落及び接触並びに航空機からの物体の落下、車両及びその積載物の衝突及び接触、病虫害、鳥獣害です。ただし、施設内農作物を事故除外方式で加入した場合、病虫害による損害は共済事故から除かれます。	P 6
8 共済金の支払 共済事故による損害が発生したときに、被害申告していただきます。組合で損害評価を行い、評価結果に基づき共済金を算定します。	P 7
9 損害発生のお知らせ 加入物件に損害が発生したときは、遅滞なく組合に連絡ください。	P 8
10 損害防止の義務 加入した特定園芸施設等について、通常の管理、損害防止を行うとともに、事故が発生したときは、その防止、軽減に努めてください。	P 8
11 共済金支払の免責 共済事故による損害であっても、共済金が免責され支払われる場合があります。	P 8
12 共済金が支払われない場合 共済事故による損害であっても、共済金が支払われない場合があります。	P 9
13 危険段階基準共済掛金率について 平成 31 年 1 月 1 日の制度改正に伴い、新しい危険段階共済掛金率が導入されます。	P 9

14	告知義務違反による共済関係の解除 加入申し込みの際に、事実の告知をしなかったとき、不実の告知をしたときには、共済関係を解除することがあります。	P 9
15	重大事由による共済関係の解除 重大な事由により、共済関係を解除することがあります。	P 9
16	園芸施設共済から農業経営収入保険への移行 施設内農作物を加入している場合、申し出により農業経営収入保険へ移行できます。	P 10
17	農業経営収入保険から園芸施設共済への移行 農業経営収入保険から施設内農作物を園芸施設共済へ移行できます。	P 10
18	その他の重要事項 組合の財務状況によっては、共済金等の額を削減する場合があります。	P 10

＜園芸施設共済の説明書（詳細ページ）＞

1 加入申し込みによる共済関係（契約）の成立

(1) 共済関係の成立

園芸施設共済の契約は、加入される方が、別途定めている園芸施設共済加入申込書（以下「加入申込書」といいます。）に、必要事項を記入・押印して組合に申し込み、組合がその申込みを承諾したときに成立します。

また、一括加入制を採っているため、加入申込みの際、現に所有している施設のほか、当初成立した共済関係に係る共済責任期間中に所有することになる施設についても、同じ共済目的（附帯施設加入、施設内農作物加入）、同じ補償内容（特定園芸施設撤去費用の付帯、園芸施設復旧費用の付帯）で加入することとなります。

なお、加入申込書には、加入される方が所有する特定園芸施設の全ての棟について、事実をありのまま正確に記入されるようお願いいたします。記入内容が事実と異なるときには、契約を解除し共済金をお支払いできなくなる場合があります。

加入申込書の提出後、記入内容に変更が生じた場合及び申込内容の誤りに気付いた場合は、速やかに組合までご連絡下さい。

(2) 自動継続特約

園芸施設共済の加入申込みの承諾の際、加入申込者からの申し出により、当該園芸施設共済の共済責任期間が終了するまでに当該加入申込者から次回の園芸施設共済の加入申込みをしない旨の意思表示がなされない場合、当該園芸施設共済の加入申込みがあったものとする旨の特約をすることができます。

2 共済責任の開始及び共済責任期間（補償期間）

事故が発生したときの補償（以下「共済責任」といいます。）は、加入される方が、掛金を組合に納めた日の翌日から開始します。ただし、継続加入の場合は、当該契約に基づいて補償する期間（以下「共済責任期間」といいます。）の終了する日の翌日からとなります。

また、共済責任期間は、共済責任開始から原則1年間です。ただし、次に掲げる場合には、共済責任期間を1月以上1年未満とすることができます。

- ① 共済責任期間の始期又は終期を統一する場合
- ② 当該特定園芸施設の設置期間が周年でない場合

この場合、掛金は共済責任期間の月数に応じて算定した額となります。

3 共済金額（補償額）

契約額（以下「共済金額」といいます。）は、加入する特定園芸施設等（附帯施設または施設内農作物を含む。以下「特定園芸施設等」といいます。）ごとに、共済価額に100分の40を乗じて得た金額を下らず100分の80を超えない範囲内において、加入される方が申し出た金額です。

(1) 共済価額の算定

共済金額の基礎となる特定園芸施設の価額、附帯施設の価額及び施設内農作物の価額は、あらかじめ全国共通の標準額を定めた「園芸施設共済評価要領」により、次のように算定し、組合が決定しています。

1) 特定園芸施設の価額の算定

- ・ガラス室の価額＝再建築価額×時価現有率※1
- ・プラスチックハウスの価額＝再建築価額（被覆物の再取得価額を除く。）×時価現有率
 ＋被覆物であるプラスチックフィルム等の再取得価額×被覆経過割合※1
- ・撤去費用に係る価額＝単位当たり撤去費用基準額×本体の引受面積※2

※1 園芸施設復旧費用を選択された場合の価額は、本体の再建築価額×時価現有率に応じた率－本体の再建築価額×時価現有率により算定します。（プラスチックハウスの被覆物は除きます）

※2 特定園芸施設撤去費用を選択された場合、ハウス本体（プラスチックハウスの被覆物は除きます）の撤去に係る実費用が対象です。特定園芸施設撤去費用に係る補償単価は、ガラス室（Ⅰ・Ⅱ類）が1㎡当たり1,200円、鉄骨ハウス（プラスチックハウスⅢ～Ⅵ類）が1㎡当たり880円、パイプハウス（プラスチックハウスⅡ類）が1㎡当たり290円です。

2) 附帯施設の価額の算定

附帯施設の価額＝再取得価額×時価現有率

3) 施設内農作物の価額の算定

施設内農作物の価額＝当該施設内農作物が栽培されている特定園芸施設の再建築価額
 ×作物区分ごとの施設内農作物価額算定率

特定園芸施設及び附帯施設の時価現有率及び耐用年数

特定園芸施設の区分 経過年数	ガラス室		プラスチックハウス							附帯施設
	Ⅰ類 (木造)	Ⅱ類 (鉄骨)	Ⅰ類 (木竹)	Ⅱ類 (パイ)	Ⅲ類 (鉄骨下)	Ⅳ類甲 (鉄骨中・軟) Ⅳ類乙 (鉄骨中・硬)	Ⅴ類 (鉄骨上)	Ⅵ類 (雨よけ)	Ⅶ類(鉄骨多目的ネット)	
1年未満	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
1年以上 2年未満	90	96	90	95	96	96	96	96	96	93
2～3年	80	92	80	90	92	92	92	92	92	86
3～4年	70	88	70	85	88	88	88	88	88	79
4～5年	60	84	60	80	84	84	84	84	84	72
5～6年	50	80	50	75	80	80	80	80	80	65
6～7年	50	76	50	70	76	76	76	76	76	58
7～8年	50	72	50	65	72	72	72	72	72	50
8～9年	50	68	50	60	68	68	68	68	68	50
9～10年	50	65	50	55	65	65	65	65	65	50
10～11年	50	62	50	50	62	62	62	62	62	50
11～12年	50	59	50	50	59	59	59	59	59	50
12～13年	50	56	50	50	56	56	56	56	56	50
13～14年	50	53	50	50	53	53	53	53	53	50
14～15年	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50
15年以上	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50
耐用年数	5年	14年	5年	10年	14年	14年	14年	14年	14年	7年

※各区分の構造(鉄骨、木竹、パイプの別)の時価現有率を適用

プラスチックフィルム等の被覆経過割合表（1）

被覆材の種類 被覆経過年数	軟質フィルム			硬質フィルム					
	一般軟質フィルム	耐久性軟質フィルム		一般硬質フィルム	耐久性硬質フィルム				
		ア	イ		ア	イ	ウ	エ	オ
1年未満	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
1年以上 2年未満	50	71	87	71	79	87	91	92	93
2～3年	25	50	76	50	63	76	83	85	87
3～4年	25	35	66	35	50	66	76	78	81
4～5年	25	25	57	25	40	57	69	72	76
5～6年	25	25	50	25	31	50	63	66	71
6～7年	25	25	43	25	25	43	57	61	66
7～8年	25	25	38	25	25	38	52	56	62
8～9年	25	25	33	25	25	33	47	52	57
9～10年	25	25	29	25	25	29	43	48	54
10～11年	25	25	25	25	25	25	39	44	50
11～12年	25	25	25	25	25	25	36	40	47
12～13年	25	25	25	25	25	25	33	37	44
13～14年	25	25	25	25	25	25	30	34	41
14～15年	25	25	25	25	25	25	27	32	38
15～16年	25	25	25	25	25	25	25	29	35
16～17年	25	25	25	25	25	25	25	27	33
17～18年	25	25	25	25	25	25	25	25	31
18～19年	25	25	25	25	25	25	25	25	29
19～20年	25	25	25	25	25	25	25	25	27
20年以上	25	25	25	25	25	25	25	25	25

プラスチックフィルム等の被覆経過割合表（2）

被覆材の種類 被覆経過年数	合成樹脂板		寒冷紗	ネット		不織布	木又は竹製の被覆材
	一般合成樹脂板	耐久性合成樹脂板		遮光・遮熱ネット及び一般多目的ネット	耐久性多目的ネット		
1年未満	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
1年以上 2年未満	79	84	71	71	84	50	71
2～3年	63	71	50	50	71	25	50
3～4年	50	60	35	35	60	25	35
4～5年	40	50	25	25	50	25	25
5～6年	31	42	50	25	42	25	25
6～7年	25	35	43	25	35	25	25
7～8年	25	30	38	25	30	25	25
8～9年	25	25	33	25	25	25	25
9～10年	25	25	29	25	25	25	25
10年以上	25	25	25	25	25	25	25

1 耐久性軟質フィルム

ア…イ以外のもの

イ…塗布型高耐久性の農業用ポリオレフィン系特殊フィルムであって、かつ、厚さ0.15mm以上であるもの

2 耐久性硬質フィルム

ア…イ～オ以外のもの

イ…農業用フッ素樹脂フィルム（厚さ0.05mm以上0.06mm未満であるものに限る。）及び塗布型耐久性の農業用ポリエステル系特殊フィルム

ウ…農業用フッ素樹脂フィルム（厚さ0.06mm以上0.08mm未満であるものに限る。）

エ…農業用フッ素樹脂フィルム（厚さ0.08mm以上0.1mm未満であるものに限る。）

オ…農業用フッ素樹脂フィルム（厚さ0.1mm以上であるものに限る。）

3 合成樹脂板

① 一般合成樹脂板……農業用ガラス繊維強化樹脂板（FRP、FRA）

② 耐久性合成樹脂板…合成樹脂板のうち一般合成樹脂板以外のもの

4 ネット

- ①多目的ネット……防風、防ひょう、防虫及び防鳥を目的とするネット
- ②遮光・遮熱ネット…ネットのうち多目的ネット以外のもの
- ③一般多目的ネット……防風、防ひょう、防虫及び防鳥を目的とするネット
- ④耐久性多目的ネット……多目的ネットのうち一般多目的ネット以外のもの

以上のように、特定園芸施設と附帯施設の共済金額は、時価額を基に算定されていることにご留意願います。また、施設内農作物の共済金額は、生産費の補償を基準としています。

4 国庫負担対象共済金額の限度額

加入者ごと及び会計年度ごとに、当該年度にその共済責任期間が開始する共済関係に係る共済金額の合計額（復旧費用に係る共済金額を除きます。）が1億6千万円を超えない場合は、国が共済掛金の2分の1に相当する金額を負担しています。共済金額の合計額が1億6千万円を超えた場合は、1億6千万円までの部分を国が共済掛金の2分の1に相当する金額を負担し、1億6千万円を超える部分は、加入者が共済掛金を全額負担することになります。

復旧費用に係る共済掛金には、国庫負担がなく、その全額が農家負担になります。

5 異動通知

加入者は、以下の異動が発生する場合には、組合へ異動の通知をしなければなりません。

- ① 共済目的の譲渡
- ② 共済目的の移転、解体、増築、改築、構造又は材質の変更
- ③ 共済目的の共済事故以外の事由による破損（軽微なものを除く。）または滅失
- ④ 共済目的を他の保険又は共済に付したこと
- ⑤ 特定園芸施設の被覆期間の変更
- ⑥ 施設内農作物の種類、栽培面積又は栽培期間の変更
- ⑦ 施設内農作物を共済目的とする共済関係においては、施設内農作物の発芽（播種されたものは80%以上発芽した状態をいう。）又は移植
- ⑧ 危険が著しく増加する理由

6 被覆期間の変更に伴う共済掛金の算定及び払込期限

被覆期間の変更に伴う異動通知により、変更後の被覆期間及び未被覆期間を基に、再度当該共済責任期間全体に係る共済掛金を算定し、共済掛金の追加徴収及び返還することになります。

- ① 追加徴収……変更前農家負担共済掛金<変更後農家負担共済掛金
- ② 返還………変更前農家負担共済掛金>変更後農家負担共済掛金

※被覆期間の変更に伴う異動通知により、共済掛金に追加徴収額が発生した場合は、異動通知が組合に到達した日の翌日から起算して2週間以内に追加共済掛金額を支払わなければなりません。また、被覆期間の変更に伴う追加共済掛金の支払いを正当な理由なく遅滞した場合は、免責の対象となります。

7 共済事故（共済金支払対象事故）

共済責任期間中に発生した損害で補償の対象となる事故（以下「共済事故」といいます。）は、次のとおりです。

- (1) 風水害、ひょう害、雪害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害
- (2) 火災
- (3) 破裂及び爆発
- (4) 航空機の墜落及び接触並びに航空機からの物体の落下
- (5) 車両及びその積載物の衝突及び接触
- (6) 病虫害（施設内農作物加入時に限る。）
- (7) 鳥獣害

8 共済金の支払

園芸施設共済に加入した特定園芸施設等が、共済事故によって損害を被ったときには、その損害額が、加入申込時に選択した小損害不填補の基準金額を超える場合にその都度、共済金をお支払いします。

(1) 小損害不填補の選択

小損害不填補の金額は、加入申込時に加入者が次の①～③より選択した金額になります。

- ① 3万円（共済価額の20分の1に相当する金額が3万円に満たないときは、当該相当する額）
- ② 10万円
- ③ 20万円

(2) 共済金の支払額は、次式により算出される金額となります。

$$\text{共済金の支払額} = \text{損害額} \times \frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額}}$$

$$\text{損害額} = \text{被害額} - (\text{残存物価額} + \text{賠償金等})$$

$$\text{被害額} = \text{特定園芸施設の価額} \times \text{損害割合} + \text{附帯施設の修繕費} \times \text{時価現有率} + \text{施設内農作物の価額} \times \text{損害割合} \times (1 - \text{分割割合}) + \text{特定園芸施設撤去費用の被害額} + \text{園芸施設復旧費用の被害額}$$

※1 プラスチックハウスの被覆材であるプラスチックフィルム等の被害額は、プラスチックフィルム等の価額から当該プラスチックフィルム等の価額に自然消耗割合（別表1）を乗じて得た額を差し引いて得た額となります。

(別表1) プラスチックフィルム等の自然消耗割合表

一般軟質フィルム

自然消耗割合	適用経過月
0%	共済責任期間の開始日から3か月間
12%	共済責任期間の開始日以後4か月から3か月間
25%	共済責任期間の開始日以後7か月から3か月間
37%	共済責任期間の開始日以後10か月から3か月間

一般硬質フィルム

自然消耗割合	適用経過月
0%	共済責任期間の開始日から6か月間
14%	共済責任期間の開始日以後7か月から6か月間

寒冷紗

自然消耗割合	適用経過月
0%	共済責任期間の開始日から6か月間
14%	共済責任期間の開始日以後7か月から6か月間

遮光・遮熱ネット及び一般多目的ネット

自然消耗割合	適用経過月
0%	共済責任期間の開始日から6か月間
14%	共済責任期間の開始日以後7か月から6か月間

不織布

自然消耗割合	適用経過月
0%	共済責任期間の開始日から3か月間
12%	共済責任期間の開始日以後4か月から3か月間
25%	共済責任期間の開始日以後7か月から3か月間
37%	共済責任期間の開始日以後10か月から3か月間

耐久性軟質フィルム

自然消耗割合	適用経過月
0%	共済責任期間の開始日から6か月間
14%	共済責任期間の開始日以後7か月から6か月間

耐久性硬質フィルム

自然消耗割合
0%

合成樹脂板

自然消耗割合
0%

耐久性多目的ネット

自然消耗割合
0%

木又は竹製の被覆材

自然消耗割合	適用経過月
0%	共済責任期間の開始日から6か月間
14%	共済責任期間の開始日以後7か月から6か月間

※2 共済責任期間中に新しい被覆材を被覆する場合で、共済責任期間開始の時に未被覆の場合は、最初の被覆開始日から自然消耗割合が適用されます。

※3 施設内農作物の病虫害は、加入者が共済目的について施設の管理、病虫害防除、土壌・肥培管理等の通常すべき管理、その他損害防止がなされていたにもかかわらず、不可効力的に発生した病虫害のみを共済金の支払対象とし、通常すべき管理等がなされないことによって発生し

た病虫害は、基準を定めた分割評価により、損害額からその部分を除外して共済金の算定を行うこととなります。

(施設内農作物の分割評価)

- ① 施設の管理、土壌管理、肥培管理等が不十分なことにより生じた病虫害による損害は、通常すべき防除措置が適切になされなかったと見なし、不十分管理（分割評価）を差し引いて損害額を算出します。
- ② 同一棟の次回作が同一作物で、且つ、同一病虫害が発生した場合は、100%の分割とします。
- ③ 同一農家で2年連続して病害（又は虫害）が発生した場合、2年目の病害（又は虫害）は100%の分割とします。

※4 特定園芸施設の損害割合が一定割合以上（被覆物を除く損害割合が50%（ガラス室Ⅰ類又はⅡ類の区分に属する特定園芸施設にあつては、35%）を超える場合、若しくは特定園芸施設撤去費用が100万円を超える場合のみ対象となります。加入者は撤去費用に係る領収書等（領収書及び請求書（撤去が完了している場合に限りです。）を添えて共済事故が発生した日から1年以内（ただし特別な事由がある場合は1年が経過する前に組合の承認を受けて、3年を限り、その期間を延長することができます。）に撤去したことを組合に通知しなければなりません。この通知を怠ったなどの場合、共済金が支払われなくなることがあります。

特定園芸施設撤去費用の被害額は、ハウス本体（プラスチックハウスの被覆物は除きます）の撤去に係る領収書等の実撤去費用と次の金額のいずれか低い金額です。

全損の場合：撤去費用に係る共済価額

分損の場合：単位当たり撤去費用×設置面積×本体損害割合

※5 加入者は復旧費用に係る領収書等（領収書及び請求書（復旧が完了している場合に限りです。）を添えて共済事故が発生した日から1年以内（ただし特別な事由がある場合は1年が経過する前に組合の承認を受けて、3年を限り、その期間を延長することができます。）に復旧したことを組合に通知しなければなりません。この通知を怠ったなどの場合、共済金が支払われなくなることがあります。

園芸施設復旧費用の被害額は、ハウス本体（プラスチックハウスの被覆物は除きます）若しくは附帯施設の復旧に係る領収書等の実復旧費用と次の金額のいずれか低い金額です。

全損の場合：復旧費用に係る共済価額

分損の場合：復旧費用に係る共済価額×損害割合

9 損害発生のお知らせ

加入した特定園芸施設等に損害が発生したときは、遅滞なく組合に損害発生通知をしてください。損害発生通知が遅れ、事故状況の確認ができない場合などでは、共済金が支払われなくなることがあります。

10 損害防止の義務

加入者は、加入した特定園芸施設等について、通常の管理、損害防止を行うとともに、事故が発生したときは、その防止、軽減に努めて下さい。これらの努めを怠ったときは、損害の額から防止・軽減できたと認められた額を差し引くことがあります。また、必要な処置について組合から指示する場合があります。

11 共済金支払の免責

共済責任期間中に発生した共済事故による損害であっても、その損害が次のいずれかに該当するものであるときは、共済金の全部又は一部（(8)の場合にあつては共済金の全部）をお支払いできません。

- (1) 組合員等が、通常すべき管理その他損害防止の義務を怠ったとき。
- (2) 組合員等が、損害防止の指示に従わなかったとき。
- (3) 組合員等が、組合等への損害発生の通知を怠り又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。
- (4) 組合員等が、組合等への損害発生通知を行うときに、正当な理由がなく被害の状況が明らかとなる事項に関する書類の提出を拒み、その書類に故意に不実のことを表示し又はその書類を偽造若しくは変造する等により不実の通知をしたとき。
- (5) 組合員等が、加入申込みの際、当該申込に係る特定園芸施設の構造、材質、所在地、経過年数及び被覆期間、付帯施設の種類及び経過年数並びに施設内農作物の種類、栽培面積及び栽培期間につき、悪意又は重大な過失によってこれを通知せず又は不実の通知をしたとき。
- (6) 組合員等が、6（異動通知）の規定による通知（⑧危険が著しく増加する理由を除く。）を怠り又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。
- (7) 組合員等が、正当な理由がないのに特定園芸施設の被覆期間の変更の異動通知に伴う追加共済掛金の払い込みを遅滞したとき。
- (8) 組合員等が、正当な理由がないのに第2回の共済掛金の払い込みを遅滞したとき。

12 共済金が支払われない場合

共済責任期間中に発生した共済事故による損害であっても、その損害が次のいずれかに該当するものであるときは、共済金をお支払いできなくなります。

- (1) 戦争その他の変乱によって生じた損害
- (2) 共済目的の性質若しくは瑕疵又は自然の消耗によって生じた損害（自然の消耗によって生じた損害にあつては、被覆物に限る。）
- (3) 組合員等又はその者の法定代理人の故意又は重大な過失によって生じた損害。
- (4) 組合員等と同一世帯に属する親族の故意によって生じた損害。
- (5) 組合員等が植物防疫法の規定に違反したことによって生じた損害。

13 危険段階基準共済掛金率について

平成31年1月1日の制度改正に伴い、新しい危険段階共済掛金率が導入されます。

- (1) 危険段階の区分は、危険段階区分「0」を中心に上下20区分ずつの合計41区分とします。
- (2) 毎年、組合員等ごとの直近20年間の加重平均損害率により、適用すべき危険段階区分を判定し共済掛金率を適用します。
- (3) 新規加入の掛金率は、通常、国が告示する共済掛金標準率になりますが、直近20年間の加重平均損害率により作成された危険段階掛金率によっては、共済掛金標準率とならない場合があります。

14 告知義務違反による共済関係の解除

加入申し込みの際に、故意若しくは重大な過失により事実の告知をしなかったときや、不実の告知をしたときは、共済関係を解除することがあります。

15 重大事由による共済関係の解除

次に掲げる事由がある場合には、共済関係を解除します。

- (1) 共済金の給付を行わせることを目的として損害を生じさせ若しくは生じさせようとしたこと
- (2) 共済金の給付の請求について詐欺を行い若しくは行おうとしたこと
- (3) 組合等の組合員等に対する信頼を損ない、当該共済関係の存続を困難とする重大な事由

16 園芸施設共済から農業経営収入保険への移行

特定園芸施設と併せて施設内農作物を共済目的とする共済関係の存する組合員等が、共済責任期間の途中で農業経営収入保険の保険関係を成立させようとするときは、組合等に申し出ることによって共済関係のうち施設内農作物に係る部分を解除し、施設内農作物に係る未経過分の共済掛金等を払い戻します。

17 農業経営収入保険から園芸施設共済への移行

農業経営収入保険の保険関係及び園芸施設共済の共済関係が存する組合員等が、当該保険関係の保険期間終了後、施設内農作物を共済目的としようとする場合は、組合に申し出ることによって、当該現に存する共済関係を保険期間終了の日と同日付けで解除し、その翌日から共済責任期間の開始する特定園芸施設及び施設内農作物を共済目的とする共済関係を成立させ未経過分の共済掛金等を払い戻します。

18 その他の重要事項

農業共済制度は、行政庁の指導・監督のもと、広く危険分散を図るなど、共済金の確実な支払ができる仕組みを採っておりますが、組合の財務状況によっては、お支払いする共済金の金額が削減されることがあります。